

第3部 金融検査・監督等

第8章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第3節 自己資本比率規制等（バーゼル規制）¹

I 関連告示等の整備

2017年12月に国際合意されたバーゼルⅢ等に基づき、関係者と十分な対話を行なったうえで、2024年3月までに全業態の自己資本比率規制関連告示等を整備しており、2025年3月にマーケット・リスク計測手法に係る経過措置等の一部見直しを行った。

また、2024年7月にBCBSが公表した国際合意文書「銀行勘定の金利リスクに係る金利ショックの水準再調整」を踏まえた金利リスクの計測に用いる金利ショックの水準の修正を行うため、2025年3月に自己資本比率規制告示を改正した。

II 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績

信用リスクの基礎的内部格付手法	2 先（第四北越フィナンシャルグループ・第四北越銀行）
オペレーショナル・リスクの標準的計測手法における内部損失乗数の算出に係る内部損失データの利用	17 先（九州フィナンシャルグループ、十六フィナンシャルグループ、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、岩手銀行、大垣共立銀行、鹿児島銀行、京葉銀行、十六銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行、千葉興業銀行、中国銀行、トマト銀行、名古屋銀行、肥後銀行、ゆうちょ銀行、信金中央金庫）

¹ バーゼル規制とは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）によって策定された、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。
我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。